



金沢市公報

号外第31号の2

平成17年(2005年)9月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
規 則	
金沢文芸館条例の施行期日を定める規則 (国際文化課)	1
金沢文芸館条例施行規則 (")	1
金沢健康プラザ大手町条例の施行期日を定める規則 (保健衛生課)	5
金沢健康プラザ大手町条例施行規則 (")	5
金沢市における夜間景観の形成に関する条例施行規則 (まちなみ対策課)	8
金沢市特定ガス供給条例を廃止する条例の施行期日を定める規則 (企業総務課)	12
金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	12
金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	12
金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (長寿福祉課)	14

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	15
金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則 (建築指導課)	15
金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則 (")	16
消防本部訓令甲 金沢市消防本部警防規程の一部改正について (統制指令課)	16
公営企業管理規程 金沢市特定ガス供給に関する規程を廃止する規程 (企業総務課)	19
公営企業告示 金沢市特定ガス供給条例及び金沢市特定ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の廃止について (企業総務課)	21

規 則

金沢文芸館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第77号

金沢文芸館条例の施行期日を定める規則

金沢文芸館条例(平成17年条例第56号)の施行期日は、平成17年11月23日とする。

金沢文芸館条例施行規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第78号

金沢文芸館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢文芸館条例(平成17年条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付等)

第2条 金沢文芸館(以下「文芸館」という。)の展示資料を観覧しようとする者は、観覧券(様式第1号)又は年間観覧券(様式第2号)の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

2 前項の年間観覧券の有効期間は、その交付を受けた日から起算して1年間とする。

3 第1項の規定により年間観覧券の交付を受けた者は、当該年間観覧券の有効期間内に文芸館の展示資料を観覧しようとするときは、観覧の際に当該年間観覧券を提示しなければならない。

(観覧料の後納)

第3条 条例第8条ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(使用の申請)

第4条 条例第9条の規定により、文芸館の交流サロン又は文芸フロア(以下「交流サロン等」という。)の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金沢文芸館使用申請書(様式第3号。以下「使用申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第5条 使用申請書の受付期間は、交流サロン等を使用する日の3箇月前の日の属する月の初日から当該交流サロン等を使用する日の3日前の日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第6条 市長は、交流サロン等の使用を承認したときは、金沢文芸館使用承認書(様式第4号)を申請者に交付する。

(観覧料等の減免)

第7条 条例第13条の規定に基づき観覧料又は使用料の減免を受けようとする者は、金沢文芸館観覧料等減免申請書(様式第5号)により、市長に申請しなければならない。

(原状回復)

第8条 交流サロン等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用を終えたときは、直ちに交流サロン等の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他文芸館の職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 文芸館の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月23日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

<p>_____</p> <p>控</p> <p>_____</p> <p>円</p>	<p>_____</p> <p>観覧券</p> <p>_____</p> <p>円</p>	<p>☒</p> <p>金沢文芸館</p>
---	---	-----------------------

様式第2号 (第2条関係)

(表)

_____ 控 (種別) _____ 円	金沢文芸館年間観覧券 (種別) 有効期間 / 年 月 日から1年間 _____ 円 (利用者記入欄) 氏名 /
-----------------------------------	--

備考 種別は、大学生及び大学生以外の者とする。

(裏)

この欄には、金沢文芸館の開館時間、休館日その他必要な事項を記入すること。

様式第3号 (第4条関係)

金沢文芸館使用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

(団体にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

金沢文芸館を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午後 時 分から午後 時 分まで
使 用 予 定 人 数	人
使 用 施 設	交流サロン 文芸フロア
備考	

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第4号 (第6条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢文芸館使用承認書

住 所
氏 名

様

金沢市長

印

年 月 日付けで申請のあった金沢文芸館の使用について、次のとおり承認します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午後 時 分から午後 時 分まで
使 用 予 定 人 数	人
使 用 施 設	交流サロン 文芸フロア
条件	

様式第5号 (第7条関係)

金沢文芸館観覧料等減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

印

〔申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

金沢文芸館の観覧料
使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧又は使用の日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
観覧又は使用の目的	
観 覧 者 数	人
使 用 施 設	交流サロン 文芸フロア
観覧料又は使用料の額	円
減 免 申 請 額	円
申 請 の 理 由	

備考

- 1 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 該当する の中にレ印を付けてください。

金沢健康プラザ大手町条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第79号

金沢健康プラザ大手町条例の施行期日を定める規則

金沢健康プラザ大手町条例（平成17年条例第47号）の施行期日は、平成17年11月27日とする。

金沢健康プラザ大手町条例施行規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第80号

金沢健康プラザ大手町条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢健康プラザ大手町条例（平成17年条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第7条の規定により、金沢健康プラザ大手町（以下「健康プラザ」という。）の研修室及び健康スタジオ（以下「研修室等」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢健康プラザ大手町使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第3条 使用申請書の受付期間は、研修室等を使用する日の3箇月前の日の属する月の初日から当該研修室等を使用する日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第4条 市長は、研修室等の使用を承認したときは、金沢健康プラザ大手町使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(原状回復)

第5条 研修室等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用を終えたときは、直ちに研修室等の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他健康プラザの職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 健康プラザの建物、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(指定管理者の指定の申出)

第8条 条例第13条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢健康プラザ大手町指定管理者指定

申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第13条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 健康プラザの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月27日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

金沢健康プラザ大手町使用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

金沢健康プラザ大手町を使用したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称		
行 事 の 内 容		
使 用 日	年 月 日	
使 用 人 員	人	
会 場 責 任 者	住所	
	氏名	
使 用 施 設	使 用 時 間	
	第 1 研 修 室	時 分 ~ 時 分
	第 2 研 修 室	時 分 ~ 時 分
	大 研 修 室	時 分 ~ 時 分
	健 康 ス タ ジ オ 1	時 分 ~ 時 分
健 康 ス タ ジ オ 2	時 分 ~ 時 分	
備 考		

様式第2号 (第4条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢健康プラザ大手町使用承認書

住 所
団 体 名
代表者氏名

様

金沢市長

印

年 月 日付けで申請のあった金沢健康プラザ大手町の使用について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称	
行 事 の 内 容	
使 用 日	年 月 日
使 用 人 員	人
会 場 責 任 者	住所
	氏名
使 用 施 設	使 用 時 間
第 1 研 修 室	時 分 ~ 時 分
第 2 研 修 室	時 分 ~ 時 分
大 研 修 室	時 分 ~ 時 分
健 康 ス タ ジ オ 1	時 分 ~ 時 分
健 康 ス タ ジ オ 2	時 分 ~ 時 分
条件	

様式第3号 (第8条関係)

金沢健康プラザ大手町指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

印

金沢健康プラザ大手町の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢健康プラザ大手町の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市における夜間景観の形成に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第81号

金沢市における夜間景観の形成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における夜間景観の形成に関する条例（平成17年条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(照明環境形成地域の指定の案の縦覧等)

第3条 市長は、照明環境形成地域の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該照明環境形成地域の指定の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該照明環境形成地域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者（以下「土地所有者等」という。）は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、照明環境形成地域の区域の変更の案を作成した場合について準用する。

(照明環境形成基準の案の縦覧等)

第4条 市長は、照明環境形成基準の案を作成したときは、その旨を公告し、当該照明環境形成基準の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該照明環境形成基準に係る照明環境形成地域内の土地所有者等は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、照明環境形成基準の変更の案を作成した場合について準用する。

(実施計画書の提出等)

第5条 条例第8条第1項の規定による実施計画書の提出は、屋外照明設備設置等実施計画書（様式第1号）に、別表第1に掲げる図面等を添付して行うものとする。

(事前協議の適用除外)

第6条 条例第8条第2項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる土地の区画形質の変更に伴う屋外照明設備の設置又は改良（以下「設置等」という。）

ア 建築物で仮設のものの建築又は建築物以外の工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

イ 工業専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をいう。以下同じ。）における土地の区画形質の変更

ウ 既存の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の管理のために必要な土地の区画形質の変更

(2) 次に掲げる建築物の建築に伴う屋外照明設備の設置等

ア 建築物で仮設のものの建築

イ 建築物でその建築に係る部分の床面積の合計が市長が定める面積以下のものの建築

ウ 工業専用地域における建築物の建築

(3) 次に掲げる建築物の大規模の修繕に伴う屋外照明設備の設置等

- ア 建築物でその床面積の合計が市長が定める面積以下のものの大規模の修繕
- イ 工業専用地域における建築物の大規模の修繕
- (4) 次に掲げる建築物等の用途の変更に伴う屋外照明設備の設置等
 - ア 建築物等で仮設のもの用途の変更
 - イ 建築物でその用途の変更に係る部分の床面積の合計が市長が定める面積以下のものの用途の変更
 - ウ 建築物以外の工作物でその用途の変更に係る部分の規模が市長が定める規模以下のものの用途の変更
 - エ 工業専用地域における建築物等の用途の変更
- (5) 第2号に規定する建築物等の形態又は意匠の変更に伴う屋外照明設備の設置等
- (6) 設置の期間が7日以内の屋外照明設備の設置等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
(夜間景観形成区域の指定の案の縦覧等)

第7条 市長は、夜間景観形成区域の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該夜間景観形成区域の指定の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

- 2 前項の規定による公告があったときは、当該夜間景観形成区域内の土地所有者等は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 3 前2項の規定は、夜間景観形成区域の指定の解除の案又はその区域の変更の案を作成した場合について準用する。
(夜間景観形成基準の案の縦覧等)

第8条 市長は、夜間景観形成基準の案を作成したときは、その旨を公告し、当該夜間景観形成基準の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

- 2 前項の規定による公告があったときは、当該夜間景観形成基準に係る夜間景観形成区域内の土地所有者等は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 3 前2項の規定は、夜間景観形成基準の廃止の案又はその基準の変更の案を作成した場合について準用する。
(夜間景観形成区域内の行為に関する届出等)

第9条 条例第16条第1項の規定による届出は、夜間景観形成区域内行為の届出書(様式第2号)に、別表第2に掲げる図面等を添付して行うものとする。

(行為の届出の適用除外)

第10条 条例第16条第2項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 次に掲げる行為に伴う屋外照明設備の設置等
 - ア 建築物等で仮設のもの新築、改築、増築、移転又は除却
 - イ 建築物でその新築、改築、増築、移転、除却又は大規模な修繕若しくは模様替えに係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものの当該新築等
 - ウ 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔、電柱、街灯柱、信号柱、標識柱その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
 - エ 次に掲げる土地の形質の変更
 - ア 建築物等で仮設のもの新築、改築、増築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
 - イ 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更
 - ウ 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (2) 設置の期間が7日以内の屋外照明設備の設置等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

図面等の種類	明示すべき事項
位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
配置図	行為地の境界線並びに建築物等、樹木及び屋外照明設備の位置
断面図	行為地及び主要構造物等の断面並びに屋外照明設備の位置
照度分布予想図	屋外照明設備による照度分布
着色した屋外照明設備の姿図	屋外照明設備の形状、寸法、色彩その他の意匠、材質及び照明器具
現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること。

別表第2 (第9条関係)

図面等の種類	明示すべき事項
位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
配置図	行為地の境界線並びに建築物等、樹木及び屋外照明設備の位置
断面図	行為地及び主要構造物等の断面並びに屋外照明設備の位置
着色した屋外照明設備の姿図	屋外照明設備の形状、寸法、色彩その他の意匠、材質及び照明器具
現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること。

様式第1号 (第5条関係)

屋外照明設備設置等実施計画書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

提出者 住 所

氏 名

印

提出者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。

金沢市における夜間景観の形成に関する条例第8条第1項の規定により、屋外照明設備の実施計画書を提出し、次のとおり協議します。

行為の場所	金沢市	町	番地
照明環境形成地域の名称			
夜間景観形成区域の名称			
行為の種類	市街化区域内の3,000㎡以上の開発事業に伴う屋外照明設備の設置等 市街化区域以外の区域内の1,500㎡以上の開発事業に伴う屋外照明設備の設置等 市街化区域内の1,000㎡以上の集客施設の建築等に伴う屋外照明設備の設置等 500㎡以上の路外駐車場の設置に伴う屋外照明設備の設置等 サーチライト、レーザー等の投光器又は光源の面積が10㎡を超える屋外照明設備の設置等		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
設計者の住所及び氏名			
工事施工業者の住所及び氏名			
	土地利用の用途		

開発事業又は建築等の内容	区域面積	m ²				
	建築物の概要	敷地面積	m ²		建築面積	m ²
		延べ面積	m ²		用途	
		構造			高さ	地盤面から m
	階数	地上	階	地下	階	棟数
屋外照明設備計画の概要	照明の目的					
	照明の方法					
	照明器具（光源を含む。）					
	屋外照明設備の形態及び色彩その他の意匠					
	その他					

備考

- 1 法人にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 の欄は、該当するものの前の にレを記入してください。

様式第2号（第9条関係）

夜間景観形成区域内行為の届出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所
氏名 印

金沢市における夜間景観の形成に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	金沢市	町	番地
照明環境形成地域の名称			
夜間景観形成区域の名称			
行為の種類	建築物等の新築、改築等に伴う屋外照明設備の設置等 土地の形質の変更に伴う屋外照明設備の設置等		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
土地所有者の住所及び氏名			
設計者の住所及び氏名			
工事施工業者の住所及び氏名			
屋外照明設備計画の概要	照明の目的		
	照明の方法		
	照明器具（光源を含む。）		
	屋外照明設備の形態及び色彩その他の意匠		
	その他		

備考

- 1 法人にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 の欄は、該当するものの前の にレを記入してください。

金沢市特定ガス供給条例を廃止する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第82号

金沢市特定ガス供給条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

金沢市特定ガス供給条例を廃止する条例（平成17年条例第55号）の施行期日は、平成17年10月1日とする。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第83号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第57条第1項第2号中「金沢21世紀美術館」の次に「、金沢文芸館」を加える。

第66条第2項第3号中「官公署、日本道路公団その他の公団又はこれらに類する団体」を「債権者」に改める。

第70条第3号中「及び検査」を「、検査及び道路等の通行」に改め、同条第13号中「又は日本道路公団その他の公団」を削る。

第79条の2中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表第1甲表中

国際文化課	国際文化課長	市民講座等の受講、冊子の頒布及び旧園邸・松向庵の利用に係る実費の収入に関する事務	所属職員	設置箇所の現金出納員が委任を受ける事務のうち現金出納員が指定する事務	を
国際文化課	国際文化課長	ア 金沢文芸館の観覧料及び使用料の収入に関する事務 イ 市民講座等の受講、冊子の頒布及び旧園邸・松向庵の利用に係る実費の収入に関する事務	所属職員	設置箇所の現金出納員が委任を受ける事務のうち現金出納員が指定する事務	に

改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第57条第1項第2号及び別表第1の改正規定は、平成17年11月23日から施行する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第84号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第19号及び第20号を次のように改める。

(19)及び(20) 削除

第8条第23号の次に次の2号を加える。

(23)の2 法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号の規定による食費の負担限度額並びに法第51条の

2 第 2 項第 2 号の規定による居住費の負担限度額又は法第61条の 2 第 2 項第 2 号の規定による滞在費の負担限度額の認定の申請書 様式第23号の 2

(23)の 3 省令第83条の 8 第 1 項 (省令第97条の 4 において準用する場合を含む。) の規定による食費の差額及び居住費又は滞在費の差額の支給の申請書 様式第23号の 3

様式第19号及び様式第20号を次のように改める。

様式第19号及び様式第20号 削除

様式第23号の次に次の 2 様式を加える。

様式第23号の 2 (第 8 条関係)

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

介護保険の食費及び居住費又は滞在費に係る負担限度額の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (被 保 険 者)	被 保 険 者 番 号			
	フリガナ			
	氏 名	生 年 月 日		年 月 日生
		性 別		
	住 所			
	介護保険施設の名 称、所在地及び入 所(院)日()	施 設 名		
所 在 地				
入所(院)日		年 月 日		

介護保険施設に入所(院)しない場合には、記入は不要です。

申請者のお使いの人	氏 名		申請者との関係	
	住 所			

負担限度額の認定 申請の理由	1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年 額80万円以下の方等 2 市町村民税世帯非課税者であって、1に該当する以外の方 3 その他 ()
-------------------	---

様式第23号の3 (第8条関係)

介護保険負担限度額差額支給申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

介護保険の食費及び居住費又は滞在費に係る負担限度額の差額の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申 （ 被 保 険 者 ）	被 保 険 者 番 号			
	フリガナ			
	氏 名	生 年 月 日	年 月 日	生

申請者のお使いの人	氏 名		申請者との関係	
	住 所			

食費及び居住費（滞在費）を支払った介護保険施設等の名称及び所在地	施設等の名称			
	所 在 地			
居住（滞在）期間	年 月 日から 年 月 日まで			
支払った食費及び居住費（滞在費）の金額	支払った期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	支払った金額	円		
負担限度額認定証（ ）	交 付 年 月 日	年	月	日
	適 用 年 月 日	年	月	日から

負担限度額認定証の交付を受けていない場合には、記入は不要です。

負担限度額認定証の交付申請又は証の提示をできなかった理由	
------------------------------	--

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第85号

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第86号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成12年規則第95号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「日本道路公団 年金資金運用基金」を「年金資金運用基金」に、「日本勤労者住宅協会 石油公団」を「日本勤労者住宅協会」に改める。

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則(平成12年規則第97号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「日本道路公団 年金資金運用基金」を「年金資金運用基金」に、「日本勤労者住宅協会 石油公団」を「日本勤労者住宅協会」に改める。

附 則

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則別表第2の改正規定(「日本道路公団 年金資金運用基金」を「年金資金運用基金」に改める部分に限る。)及び第2条中金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則別表第2の改正規定(「日本道路公団 年金資金運用基金」を「年金資金運用基金」に改める部分に限る。) 平成17年10月1日
- (2) 第1条中金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則別表第2の改正規定(「日本勤労者住宅協会 石油公団」を「日本勤労者住宅協会」に改める部分に限る。)及び第2条中金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則別表第2の改正規定(「日本勤労者住宅協会 石油公団」を「日本勤労者住宅協会」に改める部分に限る。) 公布の日

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第87号

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

金沢市建築基準法施行規則(昭和48年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出しを「(磁気ディスク等による手続)」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 省令第11条の3の規定により市長が定める磁気ディスク等は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X6223号(昭和62年)に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジとする。
- 3 前項の磁気ディスク等には、日本工業規格X6223号(昭和62年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
 - (1) 申請者の氏名
 - (2) 申請年月日
- 4 前2項に定めるもののほか、磁気ディスク等への記録の方式その他の省令第11条の3の規定による磁気ディスク等に係る手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第3条中「第1条の3第14項」を「第1条の3第18項」に改める。

第5条第2項中「機関の長又はその委任を受けた者」を「国の機関の長等」に改める。

第6条の2中「第10条第2項」を「第10条第4項」に改める。

第8条第1項第3号中「患者を入院させるための施設」を「患者の収容施設」に改め、同項第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 下宿、共同住宅、寄宿舎又は令第19条第1項の児童福祉施設等の用途に供する建築物で、延べ面積が1,000平方メートルを超え、かつ、地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有し、地階のその用途に供する部分の床面積の合計又は3階以上の階のその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (9) 事務所その他これに類する用途に供する建築物で、延べ面積が2,000平方メートルを超え、かつ、地階又は5階以上の階にその用途に供する部分を有し、地階のその用途に供する部分の床面積の合計又は5階以上の階のその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

第8条第4項中「別記第36号の2様式による報告書」を「別記第36号の2の4様式による報告書及び省令別記第36号の2の5様式による定期調査報告概要書」に改める。

第9条第1項及び第2項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同条第4項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に、「別記第36号の3様式による報告書」を「別記第36号の3様式による報告書及び省令別記第36号の3の2様式による定期検査報告概要書」に、「別記第36号の4様式による報告書」を「別記第36号の4様式による報告書及び省令別記第36号の4の2様式による定期検査報告概要書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月22日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第88号

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則（昭和45年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条の7第4項」を「第11条の4第3項」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 この規則において「建築計画概要書等」とは、省令第11条の4第1項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書（それぞれの書類に記載すべき事項が本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等（省令第3条の3第2項に規定する磁気ディスク等をいう。）に記録されている場合は、当該記録を含む。）をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 本 部 訓 令 甲

●金沢市消防本部訓令甲第3号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 団

金沢市消防本部警防規程（平成4年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年9月22日

金沢市消防長 宮 村 正 雄

目次中「第87条 - 第96条」を「第87条・第88条」に、「第97条 - 第99条」を「第89条 - 第91条」に改める。

第87条中「次条から第96条まで」を「次条」に改める。

第88条を次のように改める。

（出動指令）

第88条 出動指令は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 警防活動を要する災害の種類により、火災、救急、救助及びその他に区分する。
- (2) 前号の規定による区分（以下「災害種別」という。）に応じて出動種別を定め、その種別及び内容については、

別表第4のとおりとする。

(3) 災害種別及び出動種別に応じて出動区分を定め、その区分及び内容については、別表第5のとおりとする。第89条から第96条までを削り、第5章中第97条を第89条とし、第98条を第90条とし、第99条を第91条とする。

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4(第88条関係)

出動種別表

災害種別	出 動 種 別		内 容	
火 災	火災出動	建物火災	一般建物火災	中層建物火災、中高層建物火災、地下火災及び指定対象物火災を除く建築物の火災を覚知した場合の出動
			中層建物火災	3階建て又は4階建ての建築物(一般住宅を除く。)の火災を覚知した場合の出動
			中高層建物火災	5階建て以上の建築物の火災を覚知した場合の出動
			地下火災	建築物における地階の火災を覚知した場合の出動
			指定対象物火災	2階建て以下で特殊建築物の火災防ぎょ計画を作成する必要がある建築物の火災を覚知した場合の出動
		石油基地火災		金沢港北地区特別防災区域内の危険物施設の火災を覚知した場合の出動
		危険物施設火災		石油基地火災を除く危険物製造所等の危険物施設の火災並びに仮貯蔵所及び仮取扱所の火災を覚知した場合の出動
		高圧ガス施設火災		ガス事業法(昭和29年法律第51号)による経済産業大臣の許可又は高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)による知事の許可を受けた可燃性ガスを取り扱う高圧ガス施設の火災を覚知した場合の出動
		トンネル火災		トンネルにおける火災を覚知した場合の出動
		とう道火災		とう道における火災を覚知した場合の出動
		車両火災	車両火災	タンクローリ火災を除く車両の火災を覚知した場合の出動(高速道路火災出動に係るものを除く。)
			タンクローリ火災	移動タンク貯蔵所の火災を覚知した場合の出動(高速道路火災出動に係るものを除く。)
		列車火災		列車の火災を覚知した場合の出動
		船舶火災		埠頭及び岸に係留された船舶の火災を覚知した場合の出動
		航空機火災		航空機の火災を覚知した場合の出動
		林野火災		山林又は原野の火災を覚知した場合の出動
		その他火災		上記のいずれの火災出動にも含まれない火災を覚知した場合の出動
	区域外火災出動	区域外火災		行政区域外の火災を覚知した場合の出動(隣接市町との消防相互応援協定に基づき消防分隊等が出動する場合に限る。)
	高速道路火災出動	建物火災		高速道路のパーキングエリアにおける建築物の火災を覚知した場合の出動
		トンネル火災		高速道路のトンネルにおける火災を覚知した場合の出動
		車両火災	車両火災	高速道路におけるタンクローリ火災を除く車両の火災を覚知した場合の出動
			タンクローリ火災	高速道路における移動タンク貯蔵所の火災を覚知した場合の出動
		その他火災		上記のいずれの高速道路火災出動にも含まれない火災を覚知した場合の出動

救急	救急出動	救急	P A 連携及びトンネル救急を除く救急事故等を覚知した場合の出動	
		P A 連携	救急事故等を覚知した場合の出動で救急活動支援のための消防分隊を伴うもの	
		トンネル救急	トンネルにおける救急事故等を覚知した場合の出動	
	高速道路救急出動	救急	高速道路における救急事故等を覚知した場合の出動	
救助	救助出動	救助	水難救助、大規模救急救助及びトンネル救助を除く救助事故等を覚知した場合の出動	
		水難救助	河川水難救助	河川、湖沼等における水難救助事故等を覚知した場合の出動
			港湾水難救助	港湾等における水難救助事故等を覚知した場合の出動
		大規模救急救助	別に定める集団救急事故活動計画に該当する救急救助事故等を覚知した場合の出動	
	トンネル救助	トンネルにおける救助事故等を覚知した場合の出動		
高速道路救助出動	救助	高速道路における救助事故等を覚知した場合の出動		
その他	自然災害出動	自然災害	水防及び津波警戒を除く自然災害に関する出動	
		水防	水防に関する出動	
		津波警戒	津波に対する警戒又は活動が必要な場合の出動	
	危険排除出動	危険物漏えい	危険物等の漏えい又は流出を覚知した場合の出動	
		ガス漏えい	都市ガス、L P ガス等の漏えいを覚知した場合の出動	
		電気事故	電気施設等で発生した災害を覚知した場合の出動	
	N B C 災害出動	放射性物質事故	放射性同位元素による災害を覚知した場合の出動	
		毒・劇物事故	生物剤及び化学剤による災害を覚知した場合の出動	
	検索出動	怪煙	火災と紛らわしい発煙を覚知した場合の出動	
		異臭	異臭を覚知した場合の出動	
		火災ベル鳴動	火災ベル等の鳴動を覚知した場合の出動	
	調査出動	調査	事後に覚知した火災の調査又は災害調査のための出動	
	特命出動	特命	現場指揮者から必要な消防分隊等の要請があった場合又は統制指令課長が必要であると認めた場合の消防分隊等の出動	
	高速道路危険排除出動	危険物漏えい	高速道路の危険物等の漏えい又は流出を覚知した場合の出動	
	その他災害出動	その他事故	上記のいずれの出動にも含まれない出動で、統制指令課長が公益上必要であると認めた場合のもの	
配置転換	配置転換	火災等の出動により消防署に待機する消防分隊等の配置が警防体制上不適当となる場合に行う当該消防分隊等が待機する消防署の変更		

別表第5 (第88条関係)
出動区分表

災害種別	出動種別	出動区分	内 容
火災	建物火災(高速道路建物火災を除く。)	第1出動	初動の場合
		第2出動	(1) 火災注意報発令中に火災が発生した場合 (2) 特別消防対策区域内で一般建物火災が発生した場合

			(3) 現場指揮者からの要請があった場合又は統制指令課長が必要があると認めた場合
		第3出動	(1) 火災警報発令中に火災が発生した場合 (2) 消防長が必要があると認めた場合
	上記以外のすべての火災出動	第1出動	初動の場合
		第2出動	(1) 火災注意報又は火災警報発令中に火災が発生した場合 (2) 現場指揮者からの要請があった場合又は統制指令課長が必要があると認めた場合
救急	すべての救急出動	第1出動	初動の場合
救助	すべての救助出動	第1出動	初動の場合
その他	すべての出動	第1出動	初動の場合
		第2出動	現場指揮者からの要請があった場合又は統制指令課長が必要があると認めた場合

備考

- 1 火災のうち上記以外のすべての火災出動及びその他のうちすべての出動にあつては、これらの出動種別のうち、消防長が必要ないと認めた出動種別については、第2出動の出動区分を設けないことができる。
- 2 非常災害警備本部を設置した場合における各出動区分に係る消防分隊等の増強及び削減は、非常災害警備本部長の指示によるものとする。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市特定ガス供給に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第11号

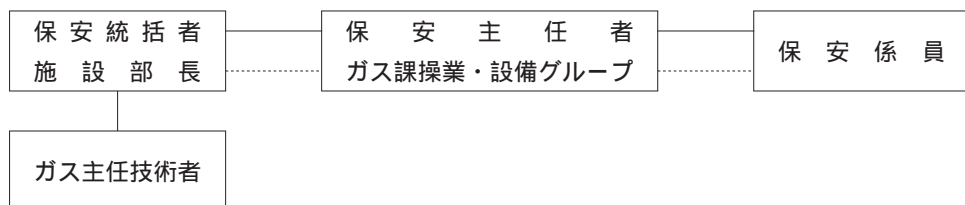
金沢市特定ガス供給に関する規程を廃止する規程

金沢市特定ガス供給に関する規程（平成14年公営企業管理規程第14号）は、廃止する。

附 則

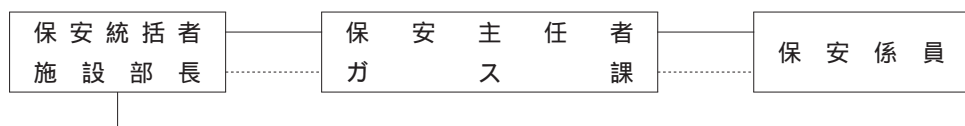
- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 金沢市ガス工作物保安規程（昭和47年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

「2 港エネルギーセンター



別表第1中

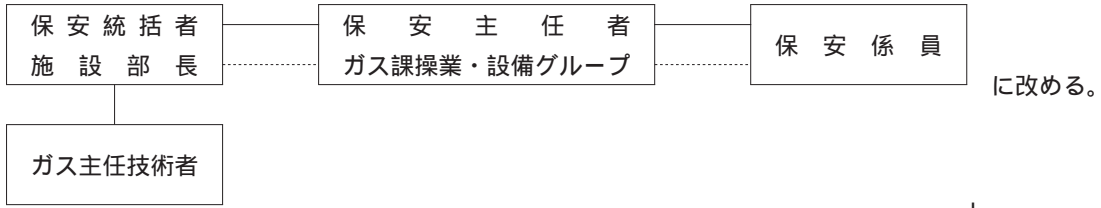
3 松寺町住宅特定製造所



を

ガス主任技術者

「2 港エネルギーセンター



別表第3中

昇圧供給装置	高圧	検査	14月に1回以上	(検査) 解釈例等による方法による点検
特定ガス工作物	特定ガス発生設備	-	巡視・点検	(注6) 容器の交換の都度 7日に1回以上
			検査	1年に1回以上
	調整装置	-	巡視・点検	(注6) 7日に1回以上
			検査	1年に1回以上

を

昇圧供給装置	高圧	検査	14月に1回以上	(検査) 解釈例等による方法による点検
--------	----	----	----------	------------------------

に改め、同表の

(注6)を削る。

- 3 金沢市ガス工事人の承認等に関する規程(昭和57年公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、金沢市液化石油ガス供給条例」を「及び金沢市液化石油ガス供給条例」に改め、「及び金沢市特定ガス供給条例(平成14年条例第58号)第5条ただし書」を削る。

第2条第2号中「、金沢市液化石油ガス供給条例」を「及び金沢市液化石油ガス供給条例」に改め、「及び金沢市特定ガス供給条例第2条第4号」を削り、同条第3号中「、金沢市液化石油ガス供給条例」を「及び金沢市液化石油ガス供給条例」に改め、「及び金沢市特定ガス供給条例第2条第9号」を削る。

第4条第1号中「並びに」を「及び」に改め、「及び金沢市特定ガス供給条例第3条」を削る。

- 4 金沢市ガス警報器貸付規程(昭和59年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改め、「及び同条第13項に規定する一般ガス事業とみなされる簡易ガス事業のガス」を削り、「簡易ガス等」を「簡易ガス」に改める。

第8条第1項第2号中「簡易ガス等」を「簡易ガス」に改める。

- 5 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「(松寺町住宅の特定ガス事業の供給地点群を除く。)」を削る。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第17号

金沢市特定ガス供給条例及び金沢市特定ガス供給に関する規程の実施に関する要綱（平成14年公営企業告示第15号）は、廃止する。

平成17年9月22日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

平成17年(2005年)9月22日 印刷
平成17年(2005年)9月22日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄